

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和 7 年度第 4 回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和 7 年 1 0 月 3 日 (金) 午後 1 時 5 5 分から午後 4 時 6 分まで
開 催 場 所	4 0 3 集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、齊藤委員、横山委員、今井委員、池鯉鮒委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：子ども子育て支援課長、子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係長、障害福祉課長、障害福祉課手当助成係長
報 告 事 項	令和 7 年度第 3 回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 事務事業の外部評価について 「No. 1 2 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)」及び「No. 1 0 重度心身障害者おむつ給付事業」について、外部評価を実施した。 議題 2 行政評価委員会としての意見整理 第 2 回会議で審議した事務事業 3 件に係る外部評価 (修正案) 及び第 3 回会議で審議した事務事業 2 件に係る外部評価 (案) について確認し、以下のとおりとした。 ○No. 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 (企画調整 ハイリスクアプローチ) … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No. 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 (ポピュレーションアプローチ) … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No. 8 武蔵村山観光まちづくり協会助成事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No. 2 ビジネスチャットの導入及び文章生成 A I 活用事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No. 1 1 ベビーシッター利用支援事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言)	報告事項 令和 7 年度第 3 回行政評価委員会の会議結果について 会議資料に基づき事務局から報告した。

順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）

(発言者)

○印=委員

●印=説明員

■印=事務局

【質疑・意見等】

○ 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.12 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

○ 子ども家庭支援センターの基本的な業務内容を伺いたい。

● 組織名称は、子ども子育て支援課で二つの係がある。組織の機能面で子ども家庭支援センターがあり、子どもや子育て家庭に対する支援や、虐待に対する相談業務などを行う部署である。係名は子ども家庭支援センター係である。もう一つは、母子保健係であり母子保健関連業務で児童に対する健康保険に関するものを担っている。ファミリーサポートセンター事業は、子ども家庭支援センター機能の業務の一部である。

○ 子ども家庭支援センター系の職員の人数を伺いたい。

● 職員数を子ども家庭支援センター係だけで挙げると、課長1人、担当係長1人、担当職員2人、その他相談員の会計年度任用職員7人である。

○ その職員全員がいろいろな相談業務に対応しているのか。

● そのとおりである。

○ サポート会員の資格要件や年齢制限はあるのか。

● 要綱上で規定しており、市内又は近隣の市町に住所を有する20歳以上の者としている。近隣の自治体で挙げると東大和市や瑞穂町という条件がある。実際に支援を行うに当たり、遠方の自治体に住む方では現実的にサポートができないケースがある。対象範囲を広げても本市に隣接の自治体程度までである。

○ 20歳以上であれば特段年齢の上限はなく、60代や70代でもサポート会員を希望したいという本人のやる気があれば登録は可能なのか。

● 可能である。サポート会員の年齢層としては高齢になっている。

○ サポート会員になるには、働き盛りのフルタイムで勤務している方は厳しく、ある程度、時間的に余裕のある方が担っていると思う。他の自治体にも同様の制度があり、産休育休を取得する女性や、共働き家庭の保護者で職場復帰を控えている保護者にとっては、こうい

う制度を充実していくと子育てしながら働くこともできるのでサポート会員が増えていくことを願う。

- サポート会員が高齢化しているとの話があった。評価調書によると、令和4年度から令和5年度にかけてサポート会員が148人から128人までに減少している。本事業は10年前から始まっているが、全体で見たサポート会員数の推移や増減傾向を伺いたい。
- 令和元年度から令和6年度までの推移を比較すると、サポート会員数は21人減少し、約14%減、一方でファミリー会員数は133人増加し、約41%増であった。ファミリー会員数は年々増加しており、サポート会員数は減少している。
- インターネット上で全国の状況を調べると全体的には似たような傾向が見受けられる状況であった。ファミリーサポートセンター事業の開始当初におけるサポート会員数とファミリー会員数の登録状況の平均比率としては、両方登録できるので重複もあるが、サポート会員数は4割、ファミリー会員は6割程度であった。直近では約77%と約20%となっており、全国的に並行してファミリー会員のニーズは増えているが、サポート会員として支援しようと思う人は減っているようだ。
- 資格要件で年齢や住所の話があったが、サポート会員になりたいと申請された場合、資格要件を満たせば何ら審査等もなく自動的に登録されるということによいか。
- 相談の段階で、本人に対して事業内容を説明し、その上で本人がサポート会員を担っていき、やりたいという意思があれば登録している。
- 必ず面談を行うのか。
- 相談の段階であれば電話でも可能だが、実際に会員を担ってもらうには対面形式の面談を行う。
- 面談時に実際に本人がサポート会員として支援できること、主な登録する仕事内容を確認しているのか。
- そのとおりである。
- サポート会員が担う仕事は様々で、一時預かりから看護などもある。サポート会員への登録を望む人に対し、実際に支援できる内容や活動可能な時間帯など、ファミリー会員とのマッチングで役立つ情報を事前に聴取するのか。
- 面談の際に、何曜日なら可能か、可能であれば朝・夕方・夜間などの時間帯、運転の可否、活動可能な地域などを、その場で聴取している。
- それでもマッチングが困難なのは、サポート会員が提示した時間帯や支援できる内容に偏りがあるからなのか。それともファミリー会員が望む支援してほしい内容とサポート会員の実際の支援する内容のニーズが合わず、偏りがあってうまくいかないのか。
- 地域的なこともある。市内は広く、西は横田基地の境から東は多摩都市モノレール上北台駅の境まで東西南北で一定の距離があるため、あまり遠い地域から支援するのは難しい。まずは、支援してほしいと要望があったファミリー会員の住所に近いサポート会員を探し

ていくが、登録者数も地域によって若干偏りがある。

- 地域的なこと以外にも要因はあるのか。
- 例えば、毎週何曜日に保育園の迎えと児童の預かり、その後何時に習い事への送りを希望したいというケースの場合、保育園の迎えは可能だが、習い事への送りは困難というケースがあり、細かいニーズに全て応えられる状況が整わない。
- 年々難しくなっているのは、ファミリー会員数とサポート会員数の比率が変化したことが要因なのか。
- それもあるが、会員側の状況変化も挙げられる。マッチングの際は、職員で1件ずつニーズを確認して、サポート会員に対して曜日や支援内容を伝えて依頼するが、サポート会員も半年前とは状況が変わり稼働できる曜日が異なるパターンもあり、サポート会員側の状況も徐々に変わっている。事務局としては、毎日サポート会員情報を更新することは難しく、サポート会員に連絡した際に状況が変化していれば、その都度名簿を更新する対応をしている。
- そういう対応が困難になったのか。
- できないわけではないものの、そういう細かいニーズに 대응していくことが現状では困難な状況になっている。
- サポート会員登録者数は20人程度減少したが、以前と比較して職員によるマッチング作業にどの程度影響があったのか。
- 昔も今もマッチング作業が大変である状況は変わらない。サポート会員が減少したから全く見つけられないということではない。サポート会員に126人が登録されているが、地区ごとに分けると更に人数は減ってしまう。実際にサポート会員へ依頼するため登録名簿で希望情報と照らしても、高齢化で実際の依頼が難しいこともある。
- その場合は、依頼しないのか。
- 一概に言えないものの、先日あった事例では80代を超えているサポート会員から承諾を得られたところだったが、やはり支援が難しいと心配なので依頼を見送ったことがあった。地域の中における会員の相互協力で成り立っている有償ボランティアのような側面もあるため、単に支援してほしい、サポートしたいというだけでなく、地域の活性化等も含めた形として、考え方を変えていかないと難しい部分もあると担当として考えている。
- 令和5年度及び令和6年度実績でマッチング率50%とあるが、それ以前の年度では高かったのかが知りたい。先ほど登録人数が20人減少しても事務負担は、あまり影響しない状況だったが、マッチング率はどうなのか。
- ほとんど変わらない。
- サポート会員登録者数が20人減少しても、あまり影響しない状況だという理解でよいか。
- そのように思う。
- 他市の状況は、直営ではなく委託する自治体が多いが、マッチング率の情報はあるか。
- 把握していない。

- 子育て世帯のための事業で良いと思うが、現在の事務局で1件ずつサポート会員の名簿を確認して架電するのは途方に暮れる作業で負担もあり、効率化を図る方策を検討すべきである。オンラインなどで、ファミリー会員の要望に照らし、その要望に沿うサポート会員のみ候補者としてリストアップして選択できるような仕組みが構築できると思う。それには費用やノウハウも必要という課題はあるが、他市の状況では、委託で実施する自治体が多いという背景で委託化していると思う。何らかの経験やノウハウを持つ委託先で情報収集を行い、コストを抑えつつマッチング率を上げる施策を探求してほしい。
- サポート会員に依頼する場合の申込期限はあるのか。今日明日という緊急の場合でも対応可能なのか。
- 現在、登録中のサポート会員をピックアップして1件ずつ依頼するため、一週間程度の時間が必要である。本来は仕事の都合等で子どもを預かってほしい等の即日依頼に対してもサポートできるのは理想だが、現実的には難しい。ただし、新規でのマッチングの場合であって継続の場合は、この限りではない。実際に既にファミリー会員がサポート会員へ毎週何曜日に依頼して関係性が出来上がっている場合、その後は直接会員間でやりとりするので、今日明日の要望でも都合が付き、了承を得られた場合は、突発的な対応も可能になっている現状もある。
- 所管課で検討しているが、マッチングソフトウェアや直営でない委託先のノウハウを基に、その力を借りることで業務の効率化につながるので、DX化できるとよい。
- 他人の家庭の子どもを預かり面倒を見て自動車で送迎する際、事故など不測の事態が万が一発生した場合の責任の所在を知りたい。サポート会員の自己責任となるのか。
- サポート会員に何らかの過失がある場合を除き、通常の場合は、サポート会員に責任や負担が生じないように市で保険に加入している。サポート会員が行う支援の範囲内であれば加入保険の中で対応している。
- 令和4年度及び令和5年度の活動実績を比較すると活動回数が激減しているが、理由を伺いたい。
- 令和4年度中に本事業を多く利用していたファミリー会員数名が令和5年度に利用しなくなったためである。利用が減少したのは子どもが対象年齢の12歳を超えたことや、市外に転出したことなど様々な事情が想定されると思う。
- 実際にどの程度減少したのか。
- 例えば、令和4年度と令和5年度の利用回数の比較として、あるファミリー会員は104回から46回と前年度の半分以下に減少し、また94回から4回にまで減少したファミリー会員もいる。多く利用していたファミリー会員が5人おり、その方々が令和5年度に何らかの理由で利用しなくなったため、利用実績が半減した。
- そのファミリー会員は、定期的な塾などの送迎が必要の場合など、3日に1回の頻度でほとんど本事業を利用していたのだろうか。
- そのように思う。

- サポート会員への依頼する回数制限は設けていないのか。依頼する側と支援できる側で合意されていれば、特に問題ないのか。
- 回数制限は設けていない。
- 利用料は決まっているのか。また、サポート会員への謝礼金はあるのか。
- ある。ファミリー会員がサポート会員に直接報酬を支払っている。
- 市は介入しないのか。
- 介入しない。
- 調べると、自分の子どもを預ける際に頼る先としては、祖父母などの直近の親族に依頼するケースが最も多く、それが出来ない状況であれば友人に依頼するなどし、全然知らない第三者に依頼することはないとの調査結果がある。依頼する側が心配することは信頼できる人かが重要になるが、市が介在することで、ある程度は信頼を担保していると思う。  
しかし、先ほど新規のマッチング以降は、ファミリー会員とサポート会員同士で継続して依頼し合う関係性ができていると聞く。また、その地域の中でコミュニティを形成することの関連で言えば、ファミリー会員とサポート会員が、お互いに顔見知りになる交流の機会があり、その中で相手の人となりなどを知ることによって、双方でこの方に支援をしてほしい、この方を支援してもよいと、ある程度は地域の中で関係性が出来上がっており、その中でマッチングシステムがあるのは一つの方法だろう。または、実際に交流の場を設けて関係づくりを行うこともあり得ると思うが、いかがか。
- 毎年11月頃に、既に登録しているファミリー会員とサポート会員向けに通知を送付し、研修会と交流会を年に1回開催している。
- 参加者数や参加率は高いのか。
- 令和6年度は2日間実施し、11月5日の参加者数は8人、同月18日の参加者数は20人だった。
- サポート会員とファミリー会員いずれも参加したのか。
- 参加している。また、そのどちらにも会員登録していない方も参加可能としている。交流会等に参加して、活動に興味を持てば実際に登録することも可能である。
- そういう取組で関係性ができると良いが、研修会や交流会に参加してもらうことのハードルが高いのかもしれない。
- 全国規模でファミリーサポートセンターに関わる調査を実施している団体があるが、その調査結果によると、サポート会員に登録する年齢層としては50代や60代が多い。先ほど高齢の方が多いという話もあったが、50代や60代が多い数値であり、全国的に見ると40代から60代程度が増えてきて、それ以降の年代が減るといった傾向のようである。本市としての傾向はどうか。
- 現在のサポート会員登録者の具体的な年齢把握はしておらず、詳細は掴みきれしていない。
- 登録者は女性の方が多いのか。
- 女性の方が多い傾向だが、男性会員もいる。
- サポート会員の年齢層の傾向はどうか。

- 正確な数値は持ち合わせていないが、実際に担っている方の年代をみると60代から70代だと思われる。
  - それはサポート会員として初期に登録された方が、活動期間を経て、その年代に到達したものなのか。
  - それもあると思う。おそらくサポート会員に80代の方がいるのも、登録してそのまま年齢を重ねてきたからだと考えられる。
  - 新規でサポート会員を担いたいと登録する方がなかなか見つかっていない状況か。
  - そのとおりである。
  - 若い方の登録はあるか。
  - 40代などの若い方の登録者はいるものの、多く登録している印象はない。
  - 本市ではサポート会員への参加動機を確認しているか。
  - 具体的な参加動機の記載や本人への聴取はしていない。
  - 先ほど話した調査では、サポート会員に登録した動機調査を行った結果も公表されているが、子どもと触れ合い、子どもの特性をその家族と共有することで、成長を見守れることが喜びにつながると回答された方が多いとあった。
  - 交流会や講習会の参加者の声を聞く限りではあるが、50代から70代のサポート会員が多い中で自身が子育てを経験し、それを終えた中で自分たちが地域の力になり、恩返しすることができたらよいと話す会員に出会ったことがある。
  - マッチングソフトを作成して、運用すること自体はとても重要なので、ぜひ取り組んでほしい。一方で、サポート会員を新規に増やすため、ターゲットを定め、どのようにサポート会員に参加してもらうようアプローチするかを考えると、参加動機や、サポートした後の体験談を盛り込みストーリーとして訴えかけるとよいのではないかと思う。ただ単に広報誌でサポート会員の募集や支援内容を掲載するだけでなく、サポート会員を行うことで得た体験を踏まえ、やってみたい方に興味関心を湧かすようなロールモデルや事例が上手くPRできるよい。
- コンビニ社会という言葉があり、何でも選択すればサービスが入手できるようになっているが、コミュニティの観点から言うと、先輩の家族が地域に対して、後輩の方達と子育てする上で共有して一緒に子どもを見守りしていく関係性ができることは安心にもつながる。それが分かってくると、交流会を開催する際にも参加してもらうことにつながるので工夫していただきたい。
- 子育てが一段落した家庭は寂しさもあると思われるので、そういう方や退職年齢のタイミングの方にチラシやワークブック等でアプローチできたらよいと思う。
  - おそらく交流会に参加した方の満足度は高いと想像するので、出来るだけ参加してもらえるようにしたほうがよい。コンビニ的に使うサービスではなく、地域として何らかの取組を住民同士で行っていくことが、サービスを利用する側もサービスを提供する側も双方に充実感が生まれること伝わるとよい。

- 報酬は、1時間当たり900円や700円としているが、その金額設定はどういう基準で決定しているのか。
- 金額設定は長く運用されている金額で変更していない。当時何を基準に設定したのか明確には回答できない。
- 今後も同額のまま継続し、増額は検討していないのか。
- 御指摘のとおり、現状の金額は時代的にも低いという感覚を主管課としては感じているが、すぐ変更せず、他市の状況等を踏まえながら検討したい。
- それなりに時代にマッチした報奨金額で設定しないとサポート会員を担いたいと思う人がなかなか集まらないように思う。
- 考え方としては、有償ボランティアという話があった。報酬で支払う金額は、おそらく最低賃金より少し低めなのだろう。
- 時世を鑑みて、課内においては報酬額を見直すことで新たなサポート会員の担い手を確保できないかと考えている。対象としては、一般的にリタイアした世代で、経験があり、時間的にも余裕があって担っていただける方に見合う金額にすべきではないかとの話が出ており、他市の状況等も踏まえて、今後見極めていく必要があると考えている。
- 多くの他自治体で委託先に社会福祉協議会が挙げられている。本市が直営ではなく委託化を検討した場合、委託先は社会福祉協議会が念頭にあるのか。
- 直営になる前に社会福祉協議会に委託していた経過があるので、委託する状況となれば、当然それを視野に入れて検討することになると思う。
- 直営化までの経過を伺いたい。
- 平成30年度までファミリーサポートセンター事業の運営を社会福祉協議会に委託していた。また、同年度まで子ども家庭支援センターの業務を指定管理により運営していた経過がある。  
令和元年度よりファミリーサポートセンター及び子ども家庭支援センターの業務を直営に戻している。実際に直営化に戻してから7年程度経過しており、市としては子ども家庭支援センターの業務はうまく回っているが、ファミリーサポートセンターの業務に関しては、実績がなかなか上がらない状況である。また、非効率である部分も見受けられることから、行政評価委員会による外部評価として御意見を伺うため提案した。
- それぞれのメリットとデメリットが分かりにくい。コスト面は比較するしかないが、仮に以前のように社会福祉協議会に運営を任せると、直営ではなくなり行政は業務が楽になるだろう。また、それにより行政よりも社会福祉協議会の方がノウハウもあるならサービスの質に関しても向上が期待できるだろう。
- 一体化して直営に戻した理由はあるのか。
- 子ども家庭支援センターの業務には各家庭からの児童相談、ネグレクトや虐待等の相談を受ける中で、サポート内容にあるような家庭へのサービス支援が必要という事案が多くあったことが理由だと思う。また、同じ部署内で児童相談をワンストップで行う方が効率的



だと考慮し、その当時、同時に直営化させた経緯がある。

しかし、直営から7年経過する中、実態として当時の考えとは違う捉え方も出てきた。子ども家庭支援センター業務は市で引き続き行うとしても、ファミリーサポートセンター業務に関しては委託の方法がよいかもしれないと思う。

- 委託化を考えているのか。
- 社会福祉協議会や民間団体等へ委託することで、委託先の経験やノウハウ、あるいはボランティア登録されている支援者の活用など、有用な手法での運営ができるのではないかと思われるので、委託も一つの方法だと思う。
- 委託している自治体を伺いたい。
- 東京都内の区市町村全体では45自治体である。多摩26市に限定すると26市中21市で委託している。
- 直営は本市を含めて5市という理解でよいか。
- そのとおりである。多くの自治体で委託している理由には、やはり委託の方がそれなりに効果を期待できるからだと思う。
- 基本的にファミリーサポートセンターの仕事は、民間で行う方が望ましく、ファミリー会員もサポート会員も市民同士で、地域主体で行う性格上のものであり、他事業のように直営で行う必要性は低いから、民に移すという選択肢があるということだろう。

一方で、先ほどワンストップサービスのように、寄せられる相談内容によっては、実際に家庭に関わると家庭内暴力や障害の問題などの行政が関与した方がよいことに触れる機会があると思われる。ファミリーサポートセンターの実際の支援内容には学童クラブや習い事の送迎等での各家庭への関わりであるが、そういうケースに触れる場合もある。民間に移管する際には、ワンストップに関する部分はずなかりが切れないよう支援体制が継続するよう検討することが重要だと思料する。

- これまでの話をまとめると、本事業は、育児の支援を受けたい者（以下「ファミリー会員」という。）及び支援を行いたい者（以下「サポート会員」という。）の会員相互の援助活動により、仕事と育児の両立支援及び地域の子育て支援ための環境整備を行うものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、ファミリー会員の登録人数の増加に対し、サポート会員の登録人数の減少や高齢化等に伴い、会員同士のマッチング率は低調であり、全てのファミリー会員のニーズを満たすことは困難な状況となっている。

よって、地域での子育て支援に関心を持つ潜在的なサポート会員の掘り起こしが重要であると思料する。方法としては、サポート会員へ登録する動機付けにつながるようサポート会員として活躍している会員の現場体験談等を周知することや、定年退職等により時間に余裕が生まれるであろう年代に焦点を当てた勧奨など、周知方法を工夫改善することが望ましい。

また、効率化の観点から、デジタル技術を活用したマッチングシステムの導入や、民間団体等への委託化により事務の負担軽減を図る

ことに当委員会として異論はない。

ただし、運用に当たっては、子ども家庭支援センターとしての子ども問題等への早期介入など直営による強みを鑑みて、これまでの支援体制が継続されるよう検討することを求めたい。

#### No. 10 重度心身障害者おむつ給付事業

重度心身障害者おむつ給付事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

##### 【質疑・意見等】

- 利用者から、要綱上に規定された紙おむつ、尿とりパッドの組合せを「紙おむつ5枚、尿取りパッド1枚のように組合せを変更してほしい」との要望があるようだが、内訳にかかわらず合計枚数で給付しない理由はあるのか。
- 武蔵村山市重度心身障害者おむつ給付事業実施要綱で1日当たりの給付枚数を紙おむつ3枚、尿取りパッド3枚の合計6枚としている。その明確な理由は資料がなく把握していないが、個人の状況に応じてできる限り配慮した形で枚数制限を設けたと考えている。
- 市民のニーズに応じて合計枚数で給付するという考え方はないか。
- 御意見のとおりだが、紙おむつと尿取りパッドで金額設定が異なるという兼ね合いもある。
- 金額はどの位違うのか。
- 種類や大きさにより違う。最高単価で伝えると、紙おむつは83円、尿取りパッドは38円であり、双方の金額設定にはかなりの開きがある。単価が高いものを利用者に対し、優先的に給付するよう配慮しているものの、給付枚数が多くなれば市の財政負担も大きくなるため、現状では考えておらず、御理解いただきたい。
- 客観的に見ると給付事業は、給付が多ければ多いほど良いと言えるので、財政コストとの兼ね合いは難しい。他市の事例で見ると、紙おむつかパッドかの区分で違いがあるものの、給付枚数の最低は月45枚、最高は月150枚のため、本市の給付枚数は多いと思料する。
- 給付枚数を30日単位に換算すると月180枚給付になる。給付制度の枚数としては、それなりに給付水準が高い事業だと考えている。また、委託料を金銭換算した場合は、最高単価の紙おむつを30日間、1日3枚給付した場合、おおむね1万1,000円程度になるが、そちらも近隣市の状況からみて高いと考えている。
- 現金給付している自治体はおおむね5,000円から1万2000円なので、現金給付の換算的にも高い給付水準である。おそらく当時の市長や市の方針としてできる限り障害者に対して厚く福祉を提供していこうという考えがあったと思われる。一方、市民の要望どおり、自由に合計枚数で給付してしまうと給付額が更に上がってしまう可能性があるので、財政面から慎重になるだろう。
- 対象はおおむね6歳以上と条件を設定しているが、おおむねとい

う表現に理由はあるのか。他市の状況では大体3歳又は4歳からの対象が多いが、その年齢では受けられないのか。

- 本事業とは別事業で「障害者（児）日常生活用具給付事業」の制度の中で、3歳以上の方に対しておむつ給付をしている。一定の利用条件があり、脳性麻痺等で3歳までに常時おむつを必要とする状態の方に対して実施している。本事業との少し絡みがあるかもしれず、6歳未満で、その条件の方がいる現状から給付していない。
- 脳性麻痺ではない場合に給付されてないのは、実態として、愛の手帳2度以上では言葉を話すようになったところで認定を受けるので、そういう方は漏れてしまう可能性があるのか。
- そういうこともあると思われる。
- おおむね6歳以上というのは学齢以上という理解でよいか。
- そのとおりである。
- 市のホームページ上で障害種別ごとの生活用具給付品目一覧が掲載されているが、本事業と「障害者（児）日常生活用具給付事業」との関係性が非常に分かりにくい。どう仕分けしているのか。
- 障害者（児）日常生活用具給付事業は、全国で見ても比較的どの市町村でも多く実施している事業である。もともと国で行うべき事業だが、法改正等によって市町村が行うことになった事業であり、各市でもおおむね同様の状況である。その経緯から制度自体は変えにくい点がある。障害者（児）日常生活用具給付事業は、対象範囲の要件が狭いが、逆に言えば本事業は、それ以外の対象者をできる限り救済するため、本市の独自事業としてあると認識していただきたい。
- 利用者側からみれば障害者認定された段階で、窓口等で利用できるサービス内容が説明されるなら、どの制度に記載されてもあまり関係なく、現状は市できちんと周知する体制になっているのだろう。
- 障害手帳を取得する方へ所管課から通知を発送する際、受益できるサービス内容を案内することで、出来る限り漏れのないよう対応している。
- 制度を知らなかった、又は、もっと早期に知らせてほしかったという要望等もなく、現状の周知方法で特に問題ないという理解でよいか。
- 当課の課長職として一年半ほど経験しているが、そういう要望等はこれまで聞いていない。
- 障害認定されると、本制度のほか様々な行政サービスが提案されているいろいろな組み合わせ利用するはずである。

年齢はおおむね6歳以上から65歳までとあるが、年齢や体格により使用するサイズや回数も違うだろう。また、同じ6枚の給付でも大人用の方が値段は高い。予算配分の兼ね合いもあり、難しいところだと思うが、例えば、幼くて使用枚数が多い世代は給付枚数を多くするなど、効率性を配慮した上で、今後内容の変更を含めて見直しの余地など、検討する考えはあるのか。
- 御指摘のとおりである。年齢や体格、障害の種別等によってもニーズが異なるため、出来る限り要望に応えられるよう種類を豊富にそろえて対応している。

- 何種類あるのか。
- 17種類を用意している。紙おむつはジュニア用からLLサイズまで、尿取りパッドもジュニア用から男女兼用まで取りそろえている。
- その品添えに関する問合せはないか。
- 今のところ、紙おむつや尿取りパッドの種類・大きさに関して要望はない。現状の17種類で特段要望もない状況なので、品揃えについては引き続いていくように考えている。
- 一か月単位で届けるのか。
- そのとおりである。
- 給付する紙おむつは、ドラッグストア等で販売しているものか、医療機関等の業務用のものか。
- 委託業者で手配しているので不明だが、状況によって両方とも考えられる。
- 委託業者が必要枚数に応じて小分けして配送するのだろうが、全体で十万枚、月単位でも数百枚と枚数も多い。現金給付にしたほうが、給付額の範囲で種類を変えて自由に使えるため、使い勝手がよいのではないか。
- 17種類の中から選択できるなら、ある程度希望も叶う。それだけ選択肢が多いと現金給付した場合とほぼ同じであると思う。
- そういう視点で種類を豊富に取りそろえている。逆に現金給付にすると、領収書を持参してもらい、償還払いの対応となる可能性がある。事務経費もかかり、かえって煩雑になるので現物給付が最も望ましい形ではないかと考えている。
- ネット通販サイトを調べると、紙おむつの単価は32円、複数回使えるタイプの単価は84円なので、本市の最大単価とほぼ同額である。利用者が17種類から選べると考えて、令和5年度の事業経費と給付枚数を単純計算すると約54円程度で、大量に業務用で発注するなら、その程度の額になるのだろう。
- 現金給付にした場合、個人で高価なものを近隣のドラッグストア等で購入しなければならないのであれば、逆に効率が悪くなる。
- 変更の要望にも対応は可能なのか。
- 障害者の成長等によっても必要枚数や種類に日々変更が生じるため、月単位で変更等の要望に対応している。
- それは一か月前でも可能なのか。
- 翌月から要望どおりの内容で利用者に届くように努力している。
- 種類の選択の問題もあるが、使用する量は年代や障害によって異なるケースもある。理想を言えば、ニーズに合う給付ができるとよいが、その見極めは大変である。現状は一律給付だが、改善の余地はないものなのか。
- 市民ニーズに応じるという観点からは、許容される範囲を見極めるのは難しい。そういう意味合いで現行の給付枚数の制限を設けざるを得ないと考えている。
- 最大枚数で給付を申し込んで大量に余らせるケースはないか。
- 翌年度以降の申込をする対象者に対し、使用に必要な量だけ過不

足のないように申込するよう年に一度通知している。

- 余らせることはないという理解でよいか。
- 実地調査をしていないので、その可能性は否定できない。
- 経費節減も考慮したほうがよい。本制度の要件を裏返せば、紙おむつと尿取りパッドを各3枚ずつ受給できる権利があると意識する人もいるかもしれないが、そういうことはないか。せっかく給付しても無駄になり最終的にごみで処分されても困ってしまう。
- 今の話として、最大枚数まで申込する方ばかりではない印象を受ける。本当に必要な枚数のみ申込みし、不要になれば枚数の変更を申出する方が比較的多く、受益者負担の観点から市民に御理解いただいているという認識である。
- 余剰を把握できて、必要な方が利用できるようにする方法があればよい。要は各3枚ずつ合計6枚を使い切るだろうと発想して申込したものの実際に使い切れなかった方が、ニーズのある別の方がその余剰分から使っても構わないという場合にマッチングのような仕組みがあれば可能であるように思う。現状、システムで運用する方法があるかは分からないが、ひとまず多く給付を受ける方がいても、余った紙おむつ等は他の利用者に役立てるように言えば、ごみで廃棄される率も減少するような気がする。
- 1か月ずつ給付しているので、そこまで大量に余らせるケースは現状把握していない。廃棄することのないよう、利用者が亡くなるなどやむなく給付された1か月分の紙おむつ等が余ったというケースがある場合には、所管課で預かり委託業者へ返送する方法も今後、市民から話があれば対応できるかとも思う。
- 個包装されているならよいが、むき出しで段ボール詰めになっているのなら、回収するのは衛生上の問題が心配である。
- 配送現場の状況は見えていないので把握していない。
- 今後の方針で「所得による制限や受益者負担等による受給対象者の要件の整備を行っていききたい」旨の記載がある。しかし、現在、給付を受けている65歳までの対象者に対し、急に給付を停止するのは難しい。配偶者の税制と同様に、今から申込する方は所得制限を導入し、これまでの利用者は、そのままとする経過措置を設けることは可能だと思う。所管課の意向はあるのか。  
それに申込する方への説明や対応は手間がかかるが、税金を支払える一定の収入がある方にまで、ここまでの福祉サービスをする必要があるのかという考え方もあると思われるので、その点は検討できると思料する。
- 国の方針が変わり、仮に所得制限が上がれば非課税世帯数が増えてしまう。そうなると、本事業以外にも他の所管課で取り組む補助金や制度があるので、市の負担が増えるという懸念がある。
- 現状で障害者福祉に関する制度と、高齢者福祉に関する制度があるが、65歳以上の高齢者を対象とする紙おむつ給付制度は所得制限があり、本事業はそうではないという理解でよいか。
- そのとおりである。
- 年齢が65歳に到達した場合、障害者福祉の制度から高齢者福祉

の制度に移行し、それに伴い所得制限が適用されると紙おむつ給付のサービスが受けられないことがあるとの話だが、障害者手帳を所持していれば本制度が適用されるのか。

- 適用されない。原則は年齢到達したら、それ以降は制度を移行している状況である。
- 市の方針として、そういう考えなのか。
- そのとおりである。
- 逆にそのまま障害者福祉の制度を使い続けられるよう、制度そのものを変更することもできるかもしれないが、それによって今度は不公正、不公平の問題が生じる。現状の方針としては年齢に到達したら移行するという理解でよいか。
- 御指摘のとおりである。
- 非常に難しい問題である。今までの障害者福祉の制度設計の経過を考えると、所得制限を出来るだけ設けないでやるのが一般的だったように思う。その点を変えるのはかなり大変である。けれども、今までと同じ利益が享受できなくなってしまうことなど、その市民の不満をどう考えるかという問題がある。また、6歳未満の方の紙おむつ給付に関しても同様に問題がある。その二つの課題について、今後どう解決して解消していけばよいかを考えなければならないが、簡単にはいかずに難しいと思料する。
- 御指摘にあった経過措置を設ける形とし、現状の制度を受給されている方に関しては、所得制限等を勘案せずにそのまま引き続き使用してもらうことも市として障害者の方を支えるという意味では一つの方策だと思われる。本制度を新たに利用する方から所得制限を導入するという告知を行い、年度単位で所得の判定を行い、適用の可否をその都度判定結果を踏まえて利用者に理解してもらうという制度設計をするのも、一つの方法だと所管課としても認識している。  
いずれにしても障害者の制度でも所得により一部の自己負担金を設けているものもある。福祉サービスについては原則1割負担というのが全体の制度設計であり、そういう意味も含めると負担を生じさせていることがある。所得制限がより低い方であれば原則1割負担といっても自己負担がない方もいる。
- 自己負担している方は割合的に低いのか。
- 明確な数値は言えないが、自己負担をしている方は非常に少ない。
- 所得制限を導入してもそれほど影響はない見込みなのか。
- おそらく所得制限を導入しても、ほとんど変わらないという見込みである。しかし、障害者手帳の取得時期や所得制限は所得年度にもよるので一概に言えないが、約5%程度の対象者が所得制限にかかると思われる。
- 障害者（児）日常生活用具給付事業については、所得制限を設けていないのか。
- 所得制限があって、一定額を超えると自己負担が発生する制度設計となっている。しかし、紙おむつやストーマ装具の給付に関しては、自己負担免除の制度を設けており、本来は利用者が負担する1割の自己負担を市で補っている状況である。例として、日常生活用具で

紙おむつ等の給付を受ける方に対する自己負担額は市で助成している。

- その場合、紙おむつの給付を受けていても自己負担がないのか。
- そのとおりである。本事業に所得制限を付けた場合、日常生活用具の給付制度との公平性などのバランスをどうするかが問題となり、それが懸案事項である。いろいろな障害福祉施策の制度がある中で、負担と受益の関係性の整理として、全て一律とするのは非常に難しく、バランスをどうするかが課題だと感じている。

- 今話を聞く限り、障害者福祉の障害サービスと高齢者福祉の介護サービスは、市として違う政策方針を持っていた背景があり、それが現状も残っている状況なのだろう。実態がそう変わらないからとなし崩し的に変えてしまうとしても、変更はかなり大変だと思料する。

また、北欧の例をみると障害者福祉と高齢者福祉を分けることが変だという議論もあると思われるが、日本はそうではない中で市独自の方針を考えるなら、その原則を一度整理し、確認するのが最初であると思う。市の福祉施策全体の原則に則り考えたとき、高齢者側又は障害者側どちらの所得制限を変えるかについては、その原則に照らしてみても判断した方がよく、現状ではどちらに寄せた方がよいとは言えない。

- 一定の妥当性はあるが、65歳以上の到達した高齢者福祉に関するサービスと、6歳未満の一定の利用要件が定まっている障害者福祉に関するサービスについては、他市で受けられているサービスが本市では受けられないのは課題だと思料する。その点については、できる限りそろえたほうが望ましいが、障害福祉と高齢福祉のどちらに制度をそろえた方がよいとは言及できない。しかし、年齢が違うこと受益できるサービスに変化が出てしまうことは問題があるので、その問題についても検討していただきたい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、重度の心身障害者に紙おむつ等を給付することで、本人及び家族等の負担軽減を図ることを目的としており、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

また、障害者の特性からの多様なニーズに対しても、給付する紙おむつ等の種類を17種類まで取りそろえ、給付限度内で柔軟かつきめ細やかに対応するよう努めていることは評価できる。

他方、対象者の年齢や障害の程度、所得制限によって必要なサービスを受けることができない状況や、現状において、他の障害者福祉施策と給付対象要件に差があるため、要件等の整理が必要であると思料する。その整理に当たっては、他市の事例や類似事業である在宅高齢者等おむつ給付事業との整合性等を踏まえて、市全体の福祉施策の均衡に照らして精査することが望ましい。

また、本事業は市単独事業であることから、市の財政事情に鑑みて現状に見合った給付制度を検討するとともに、今後も受給者の適正利用につなげていくよう取り組むことが望ましい。

## 議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第 2 回会議で審議した事務事業 3 件の外部評価（修正案）及び第 3 回会議で審議した事務事業 2 件の外部評価（案）について提示した。

### No. 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（企画調整ハイリスクアプローチ）

○ 前回の確認で修正を依頼した箇所は、おおむねその意見が反映されていると思う。

第四段落の「さらに、」以下の記載について、年齢を境に国民健康保険から後期高齢者医療保険へと制度が切り替わるが、その前後で一貫して保健事業を受けられるようにと、もっとシンプルに表記したほうが分かりやすい。よって、「後期高齢者医療保険適用の前後で一貫して保健事業を受けられるよう、」に修正していただきたい。

■ 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

### No. 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（ポピュレーションアプローチ）

○ 前回の確認で修正を依頼した箇所は、おおむねその意見が反映されていると思う。

第三段落で「通いの場の基準を拡大し通いの場の総数を増やす」とあるが、基準を拡大して通いの場の総数を増やすというより、取組を広く推進するには、その基準の緩和など見直して集団支援の場を増やすことについて、当委員会として異論はないとしたほうがよい。よって、「通いの場の基準を見直し、集団支援の場を増やす」と修正していただきたい。

次に、第四段落は、前半でオーラルフレイル予防に関する広範なアプローチに触れて、後半の文章でその具体例を記しているが、「また、対応策の検討に当たっては、」と文章をつなげると別のことを考えるように見受けられるので、「具体的には」と文章をつなげたほうがよい。

最後に、第五段落では歯科医師会等との協力のもとで気軽にオーラルフレイルチェックが実施できる仕組みの構築について触れているが、文末は仕組みの構築を「検討してほしい」ではなく、構築することも「有効だと思料する」という程度に抑えたほうがよい。また「高齢者が食事や栄養について主体的に関心を持つことを促進するために、」は削除してよい。

■ 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

### No. 8 武蔵村山観光まちづくり協会助成事業

○ 前回の確認で修正を依頼した箇所は、おおむねその意見が反映されていると思う。

第四段落のただし書きについて、市民まつり実行委員会の運営を武蔵村山観光まちづくり協会に移行するにしても、実態はそう簡単にはいかないもので、これまでの経緯をしっかりと踏まえて検討するようという趣旨が分かればよいと思料する。よって後半の文章を「これ



までの運営の経緯に配慮し、必要に応じて助成内容の見直しなどを検討していくことが望ましい」に修正していただきたい。

- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

#### No. 2 ビジネスチャットの導入及び文章生成A I活用事業

- 第三段落の「ビジネスチャットについては、他自治体との情報共有に有用であるが、」について、ビジネスチャットの活用方法が他自治体との情報共有に限定されているが、他部局内との情報共有も含まれるので「他自治体及び他部局との情報共有に有用であるが、」に修正していただきたい。

また、第四段落では文章生成A Iの活用方法に触れているが、適正利用のため活用ガイドラインを定めるとともに普及促進に努めているという趣旨が分かればよく、「実用的に多くの業務で活用できるよう当該システムを導入した趣旨を踏まえれば、」は削除してよい。

- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

#### No. 1 1 ベビーシッター利用支援事業

- 第一段落の「入所待機児童の解消に資することを目的としており、その意義が認められる」の記載について、育児休業が終了し、復職を希望する保護者が、保育所の入所待ちになり、その手前でベビーシッターを利用するものと理解している。ベビーシッターに預けている間も入所待機児童として捉えられるので、それで待機児童が減り、その状況が解消するとは言えず違和感があるので修正したほうがよい。

- 東京都では、待機児童の解消より保護者の保育ニーズに応えることで負担軽減を図ることをメインにしていたので、その記載に修正したほうがよい。よって、第一段落は「保護者の多様なニーズに応えており、その意義が認められる」に修正していただきたい。

- 第三段落では利用実績が低調である理由に触れているが、ベビーシッター事業者と契約を締結しようと思うと、事前にどの事業者にどのようなベビーシッターがいるか、その方と実際に交渉する必要があるため契約そのものが利用者の負担になること、利用開始までに時間がかかるため突発的なニーズに対応できないことがあるという議論だった。それを踏まえて修正してほしい。

- 第四段落について、市の想定するニーズの一つに待機児童の解消、もう一つに、その他復職した保護者への対応があるが、東京都の制度設計はそういう要件と関係なく、一時預かり利用支援型のニーズにも応えられるものであり、その二つの話は別個に記したほうがよい。

最初の文章は、「よって、本事業を利用するに至らない理由等も実施を調査し、対策を検討してほしい」とし、一旦文章を区切るほうがよい。次の「また、」以降は、「本市のサービスは、復職の要件や入所待機児童の要件にこだわらない一時預かり利用サービス支援型のサービスが含まれていない」よって一時預かりし、利用支援型サービスに対するニーズはある程度予想される。そのため同サービスを含めた運用方法についても検討してほしいとしたほうがよい。

